

第2回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和3年6月9日（水）

13時00分～15時30分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

出席者

[メンバー] 田中 美乃里、歌代 光雄、菊井 健一、熊岡 寛展、黒田 尚弘、
中尾 裕一、若菜 克己、山口 正志、牛嶋 美代子、菊池 俊一、
安重 宣子、飯野 幸、和田 修芳、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、
松田 政治、深澤 忠房（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、
公益財団法人かながわ海岸美化財団

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課

課長 黒羽 秀昌、専任主査 楠元 仁、主任 鬼原 由佳、主事 宮上 敦久

欠席者

[メンバー] 小林 太樹、徳本 恒徳

会議公開の可否

可

傍聴者

4名

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 令和3年度逗子海水浴場の運営について
 - (2) その他
3. その他

配布資料

- 資料1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会メンバー一覧
- 資料2. 議題概要資料
- 資料3. 神奈川県感染防止ガイドライン・ルール新旧対照表
- 資料4. 2021年度（令和3年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール

- 資料 5. 令和 3 年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール
- 資料 6. 神奈川県あて「緊急事態宣言等発出時の取扱いについての照会文」
- 資料 7. 神奈川県から「緊急事態宣言等発出時の取扱いについての回答文」
- 資料 8. 【逗子市プレスリリース】令和 3 年度逗子海水浴場を開設します
- 資料 9. 事業者・利用者ルールに基づく条件付開設について
- 資料 10. 設置・不設置の違いについて
- 資料 11. 逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール表
- 資料 12. マナーに関する条例の比較
- 資料 13. 海水浴場開設者の感染対策の取り組み案
- 資料 14. 海の家における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する取り組み
- 資料 15. まん延状況や場面に応じた広報
- 資料 16. 海水浴場開設に関する広報活動への与件
- 資料 16 の 2 下田モデルについて（市民メンバー提供）
- 資料 17. 令和 2 年度広報活動一覧
- 資料 18. 令和元年度広報活動一覧

1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの傍聴について説明を行った。
- ・市長挨拶
 - 報道等で海水浴場開設に関する各地の情報が出ているが、賛否両論である。本市でも 5 月 27 日に海水浴場開設のプレスリリースを出したが、反対の意見もご理解される意見もいただいている。進むにも退くにも平坦な道ではないことは重々承知している。
 - 昨年度は神奈川県のガイドラインを受けて、海岸のあるそれぞれの市町で海水浴場を開設しない判断をし、安全対策を行った。本市における安全対策としては、海上の区域分けや監視本部を設けた。安定した海岸管理ができたが、ルールを守らない人やルールを理解できない外国人がいた等の課題が残った。
 - 昨年度は世間の感染に対する危機感が強かったが、昨今は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置中においても人流を止めることは難しく、今年度はより多くの人が逗子海岸を訪れることが想定される。
 - そのため、逗子海岸営業協同組合や関係者と力を合わせ、海水浴場を設置したうえで安心安全を守る方が賢明であると判断した。組合には、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がなされた場合の営業をどうするか等について、ルールを決め、守っていただくということにしている。
 - また、まん延防止等重点措置が延長されたことに鑑み、当初は 7 月 2 日に開設予定であったが、7 月 16 日の開設に延期した。
 - 課題は多いが、力を合わせて一つずつ解決していくことが重要である。開設しても開設しなくても大変な状況に変わらない。これからも協力・理解をいただきながら、安全な夏にしたいと考えているため、よろしく願います。

- ・事務局より、資料確認を行った。
- ・初出席のメンバー及び変更のあったメンバーの紹介を行った。
 - ①中尾氏（市民メンバー）、②山口氏（逗子市新宿自治会）
- ・本日の会議の趣旨説明を行った。
 - 令和3年度の逗子海水浴場の開設に至った経緯の説明と、2021年度（令和3年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルールに基づく運営方法について、検討会からの意見聴取のための開催である。

2 議題

(1) 令和3年度逗子海水浴場の運営について

- ・事務局から資料2「議題概要資料」のうち、海水浴場開設の決定の経緯について説明を行った。
 - 3月25日の第1回検討会で、神奈川県「海水浴場ルールに関するガイドライン」(案)を基に、海水浴場を開設することを前提にルールをご検討いただいた。
 - 4月16日に、神奈川県から正式に「海水浴場ルールに関するガイドライン」が出され、第1回検討会での検討と、県のガイドラインに基づき、4月30日「令和3年度事業者・利用者ルール」を決定した。
 - 5月14日に、神奈川県が示したガイドラインは平常時の開設に関するもので、緊急事態宣言中やまん延防止等重点措置中の対応については未定であったので、平常時との違いについて神奈川県に対し市から照会をかけた。
 - 5月18日に、神奈川県から回答があり、まん延防止等重点措置については神奈川県が実施方針を作るので、それに沿って各市町で海水浴場の運営をすること。緊急事態宣言については、国が政策を出すので、それに基づき神奈川県が実施方針を出すことになるが、この時点で国から政策が出ておらず方針を示すことができないということだった。
 - 5月25日に、逗子海水浴場関係機関及び事業者との連絡会議を開催し、7月2日に開設を前提に、事業者・利用者ルールを徹底した上で営業すること、緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置その他の状況によっては、期間、時間等の変更がありえることを確認した。
 - 5月26日に、藤沢市、鎌倉市から開設についての報道発表があった。(藤沢市：開設、鎌倉市：開設しない)
 - 5月27日に、海水浴場を開設する旨のプレスリリースを行った。同日、葉山町も開設する旨のプレスリリースを行った。
 - 5月28日に、地元自治会に、6月1日から海の家建設が始まること、まん延防止等重点措置の延長等の状況の変化により建設期間が延長されることもあり得ることをチラシで通知した。
 - 6月3日の市長記者会見において、条件付きでの海水浴場開設であることを発表した。既にまん延防止等重点措置の延長が決定していたため、当初7月2日からの開設の予定を7月16日に延期ということで説明をした。
 - 昨年度施行した、新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸マナーの向上に関する条例については、海水浴場の開設により市議会に廃止を提案する。

- ・説明に対し、特に意見はなかった。

- ・事務局から資料9「事業者・利用者ルールに基づく条件付開設について」の説明を行った。
 - 資料4「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」に定める「まん延の状況等によっては、逗子市の判断において開設の中止、期間・時間の変更、または休場すること」に基づき、条件を付して開設をする。
 - 上記の判断及び運営は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に係る国・県の要請の内容に従って行う。
 - まん延防止等重点措置の場合は、その時点での県の実施方針に従って海水浴場の開設時間や海の家閉店時間の変更を行う。酒類の提供も同様。緊急事態宣言の場合は休場とするが、安全対策やマナー周知、警備員、監視員の活動は行う。
 - 市の対策本部で、新規感染者数等の数値をモニタリングしているため、それを踏まえて休場する場合もある。

- ・事務局から資料10「設置・不設置の違いについて」の説明を行った。
 - 海水浴場の設置により「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」及び「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」を適用し、市が施設管理者としてマナー等の周知活動を行う。
 - 海水浴場を開設し条例を適用して管理をする上で、これまで行ってきた海の家をはじめとする海岸関係者や逗子警察等との協力体制による管理を引き続き行うことで、マナー周知や警備活動等を適切に行うことができる。
 - 海水浴場を開設することで、必要な設備を整えることができる。特に放送設備については、砂浜全域に放送が届くようにでき、マナーや感染症対策の周知ができる。また、海岸営業共同組合の協力による設備の充実も図れる。
 - 海水浴場の設置により、不設置だった昨年度のような「お願い」ベースではない、条例に基づく禁止事項として、来場者に説明ができる。また関係者の協力と必要な設備を得て、しっかりと海岸の監視ができる。

- ・事務局から資料12「マナーに関する条例の比較」について説明を行った。
 - 海水浴場不設置だった昨年度に適用した「新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例」では、行為の制限について努力義務であったが、今年度に適用する「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」では禁止事項となるとともに、複数回注意をした上で従わない場合は海岸からの退場勧告も視野に入れて運営をしていく。これには、逗子警察署の協力をいただきながら行っていく。

- ・事務局からごみ対策について説明があった。
 - 昨年度は多くのボランティアの協力により整然とした海岸を維持できたが、今年度は海水浴場を開設することで常駐する関係者が増え、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」に基づいた清掃美化活動も実施できる。

- ・事務局から緊急時対応について説明があった。
 - 海水浴場でのクラスターが発生した場合は、保健所の指導に従い対応する。

- ・事務局の説明に対して意見があった。
 - 「休場」の扱いについて整理をしてほしい。休場中は赤旗扱いになると思うが、海に入っているのか。更衣休憩所や身体を洗う施設が無いと、海水浴場として開設できないと認識している。
 - まん延防止等重点措置区域になった場合、現在の神奈川県実施方針では飲食店の営業は午後8時までであるが、海の家については午後5時としてはどうか。
 - 午後5時の根拠が不明確である。
 - 海を家の閉店時間を定めた「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」は相当の検討を重ねて決定したものであり、これを変える場合、現在出店準備を進めている海の家が、採算が取れなくなり出店を取りやめなければならなくなる可能性がある。
 - まん延防止等重点措置区域となった場合の対応については、営業時間の短縮をすることで、市と逗子海岸営業協同組合で協議しており、その都度の状況により判断していくことでご理解いただきたい。
 - 海を家の営業許可は、飲食店同様保健所が行っているもので、その要請に準じるのが適切ではないか。
 - 海水浴場までの行き帰りの人の流れについて市の考えを聞きたい。行き帰りに飲酒する来場者が多い。また、砂浜でのテントを禁止してはどうか。長期滞在やテント内での飲酒が防げるのではないか。
 - 感染症対策については、この後事務局から説明する。

- ・事務局から資料11「逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール表」資料13「海水浴場開設者の感染対策の取り組み案」資料14「海の家における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する取り組み」について説明を行った。
 - 海水浴場開設者(市)の取り組みとしては「令和3年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」に基づくものに加え、ルール以外の感染防止対策も実施する。
 - ルールに基づいて、従事する監視員、看護師等の毎日の体調チェック、身体的距離に関する場内放送による1時間毎の呼びかけ、神奈川県コロナシステム等の利用呼びかけを行う。
 - ルール以外の対策として、主要な海岸入口及びJR逗子駅改札への非接触式体温計の設置の検討、身体的距離が分かる目印の設置、海岸までの往復でのマスク着用の呼びかけ、軽度の救護の屋外での措置、混雑回避のためTwitterでの混雑状況の周知等を実施する。
 - 海の家事業者の取り組みとしては、業態別にルール化されているほか、海の家独自の取り組みが実施される。
 - 非接触型キャッシュレス決済を全店に導入するほか、飛沫感染防止の観点からBGM音量を下げることで、安全対策に対する放送を日本語と英語でBGMの合間に入れること、神奈川県感染防止対策取組書に全店登録すること、海を家の前に身体的距離の目安となるフラグを約100本立てることを検討している。

- ・事務局の説明に対して意見があった。
 - 海の家従業員全員にワクチン接種を出来ないか。一番飛沫を浴びる可能性があるのは従業員である。海の家がクラスターの起点になるのは問題である。
 - ライフガードについても、優先的なワクチン接種をする方が良い。
 - 本市では高齢の方から接種を実施することを前提としており、市外の方も含む従業員の方に先に接種することは難しい。
 - 政府は、行政が適切にワクチン接種を行うことを認めている。特別な取組みとして前向きに検討すべきである。
 - 海水浴場の開設期間が7月2日から7月16日に変更したことについて、地元住民への説明がなかったのは遺憾である。
 - 開設期間は、検討会で決定した「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」に基づくものである。開設期間の変更について、検討会メンバーにも事前説明が無かったのは遺憾である。
 - 地元住民に対しては、プレスリリース後チラシを配付し周知した。検討会メンバーに対しては、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」作成時に状況によって開設期間が短くなる可能性は説明していたが、決定段階で事前の説明をしなかったことはお詫びする。
 - 市長の記者発表の前にチラシの配付を市から依頼され、各班長を通しては配付したが、開設に反対という意見が出ているとは聞いておらず、むしろ開設してもらった方が管理できて良いという意見もあった。そういう意味では細かく対応していただいたと思っている。
 - 事務局から説明のあった開設までの経緯を見ると、検討会に対し逐一報告があっても良かったと思う。できる限りの動きではあったと思うが、今回で終わることではないので、引き続き寄り添うような対応を市にはしてもらいたい。

- ・事務局から資料15「まん延状況や場面に応じた広報」資料16「海水浴場開設に関する広報活動への与件」資料16の2「下田モデルについて（市民メンバー提供）」資料17「令和2年度広報活動一覧」資料18「令和元年度広報活動一覧」について説明を行った。
 - 感染症がまん延する中での海水浴場開設となるため、その時の状況に応じた情報発信をしていく。
 - まん延状況に応じた広報について、今回の開設は、どなたでもたくさん来てくださいというのではなく、海岸を管理する意味での開設になるので、通常（まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が無い状態）であっても、ルールの周知を徹底していく。
 - 来場者の場面（事前・来訪中・海水浴場・帰宅時）の広報について、事前についてはメディアやSNSにより、ルールに加え往復時のマスク着用や混雑回避の情報確認を促す。来訪中は、逗子に入る前の体調確認と海岸までのマスク着用を立て看板や人の呼びかけなどにより行う。帰宅時は、帰宅時間の分散、マスク着用、密集回避について警備員を回す等して呼びかけを強化する。

- ・市民メンバーより広報活動への与件について提案があった。
 - メッセージをシンプルにし、何を一番伝えたいか、誰に伝えたいかを明確にするとともに、伝えたいことは3点に絞り込むべきである。
 - 何を一番伝えたいか「こういうルールで海水浴場を開設する」「ルールを守ってくれる方は歓迎する」「ルールを守ってくれない方は来ないでください」というように強くシンプルであるほど届く。
 - 誰に伝えたいか、第一に社会ルールの意識の低い人、第二に言葉が伝わらない外国人の方である。こういった人たちには、伝わりやすいメディアを使うことがポイントで、若者ならばインターネットとテレビが挙げられる。また外国人の方に対しては、彼らが使用する言語で伝えることが必要である。
 - メディアに対しては、市は積極的に働きかけ、どのように掲載してほしいのか説明するのが良い。新聞は情報の信頼性が高くネット等への二次利用も多いので、説明しておくことは有効である。
 - 昨年度海水浴場を開設した静岡県下田市の事例は、開設の成功例であるので参考にしたい。具体的には、来場者への検温を行いこれ以上は来場不可という明確な数値を設けたことで、基準が定量化し明確になったことである。今年度は退出勧告を行うとのことだが、定性的な判断が多いように感じたので、具体的な理由を示せるようにするのが望ましい。

- ・市民メンバーの広報活動への与件についての提案に対して意見があった。
 - SNSの活用について、フォロワーの多い方に協力して情報拡散してもらうのが良い。
 - 海の家の方にも、SNS発信が強い方がいると思うので、協力をお願いしたい。
 - 外国人の方への発信については、表現について注意してほしい。

- ・その他、これまでの説明について意見があった。
 - 海の家従業員はマスク着用なのか。熱中症は大丈夫か。
 - 神奈川県ガイドラインには、海の家従業員と、利用者についてもマスク等着用となっているため、フェイスシールドでもよいと認識している。
 - 従業員はマスク着用が望ましい。利用者は咳エチケットについて書かれており、必須ではないがマスク着用をお願いしていく。
 - ごみの集積所は作るのか。
 - 海水浴場開設期間は常設の海岸3カ所のくず箱に加え、海岸中央に海岸営業協同組合の協力のもと、エコステーションを設置し、ごみの分別と回収を行う。
 - 屈強な警備員を雇うことはできないか。
 - 警備会社は市が入札により契約をする。屈強な警備員と仕様を示すことは難しいが、本市では警察官OBを配置することを仕様書で定めている。今年度は例年と違う事業者が落札した。
 - 検討会メンバーから意見として出た、海岸でのテントの禁止については、今年度ルールに加えるのは難しいが、今年度の状態を見て来年度以降検討したい。
 - 海岸ではタトゥーは覆うこととなっているが、海岸を出てからタトゥーを出している来場者が見受けれる。対策が求められる。

- 酒類について、海岸で飲めないから駅周辺等で購入し海岸までの道すがら飲んでくる来場者がいる。海岸入口でアルコールチェックができないか。空き缶等の路上放置も多い。
- 海岸でのタバコのポイ捨ても多い。喫煙所を目立たせてはどうか。
- マスクのごみも多い。海岸で捨ててしまった人に渡せるように、海の家でマスクを販売してもらってはどうか。
- 海岸入口でのアルコール消毒の費用は、逗子海岸営業協同組合の負担か。
- 密集を避ける意味で、来場者に海岸に居る時間の制限を設けてはどうか。
 - 時間での区切りは難しいが、場内放送で呼びかけるなど配慮する。
- 今回のルールについても、力強い言葉でアピールするべきである。「ルールを守らない方は退場させる」という表現は効果的だ。
 - 元々「日本一厳しい海岸条例」と言われた中で、更に「退場勧告」を行うのだから、それだけで厳しいと分かると思う。
 - 規制条例と言いつつ「退場」させるのに命令はできず、強制的に排除することもできない。施設管理者として、あなたがやっている行為は迷惑なので出ていってくださいと退場を促す勧告をする、ということである。3回以上言ってもやめない場合に勧告書等を出すことを考えている。その際は、警察の力をお借りするという事である。これまでの警備より一歩踏み込んだ形にする。

3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
 - 今回いただいた意見を、細かい運営方法に取り入れていく。今後、対策についても一度検討会に対して報告をさせていただきたい。会議を開催するか、検討結果の報告に留めるか、どちらがよいか。
 - 会議は開催せず、結果の報告のみとする。
 - 海水浴場開設期間中の合同パトロールについて、7、8月に1回ずつ開催する。日程の調整は後日行う。
- ・逗子市観光協会より、逗子海岸ウォーターパークの開設について報告があった。
 - 感染対策を講じた上で実施したいので皆様のご理解とご協力をお願いする。

以上